

八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2021年3月
(令和3年)
第115号

18歳から「おとな」に！ ～2022年4月1日から成年年齢が引き下げになります～

明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていました。この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。これによって、2022年4月1日に18歳、19歳の方はその日から新成人となります。

成年に達すると何が変わるの？

成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。例えば、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組むといったとき、未成年の場合は親の同意が必要です。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人ですることができるようになります。



新成人になる日

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

成年に達して契約する際に注意することは？

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

未成年取り消しの条件

契約時の年齢
が成年に達し
ていないこと

契約当事者が婚姻
の経験がないこと

法定代理人(親権を有
する親など)が同意して
いないこと

・・・などがあります。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。そうした消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合に、消費生活センターには相談窓口があります。

少しでも不安・不信なことがありましたら、ご相談ください。

(内閣府「政府広報オンライン」および東京都「東京暮らしWEB」より一部抜粋)

第54回 WEB 八王子市消費生活フェスティバルの開催のお知らせ

楽しみながら生活の知恵を学べる「消費生活フェスティバル」。今年は「考えてみよう！新しい生活」をテーマに、いつでもどこでも参加できるよう、市のホームページで暮らしに役立つ情報の紹介などを行っています。

右記のQRコードからもご覧いただけます

開催期間 令和3年3月1日(月)～31日(水)



消費生活フェスティバルQRコード

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 > 午前9時～午後4時30分
- 相談日 > 月曜日～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

*相談は無料、秘密は守られます。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ > 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。

※年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎188でのご相談(午前10時～午後4時)を受け付けています。

